

私たちの手で支えあいの地域をつくる

地域の中での支え合いを ―認知症のことを考えてみよう―

認知症のことを、皆さんはどのくらい知っていますか。自分や家族が認知症になった場合の漠然とした不安から、認知症への理解を避けてしまっていないですか。

認知症は、誰もが発症する可能性があり、絶対に認知症にならないと言える人はいません。みんなが認知症を正しく理解すれば、もしも、あなたやあなたの家族、親戚、友人などの身の回りの人が認知症になっても、住み慣れた地域の中で暮らしていきやすい社会になるでしょう。あなたやあなたの大切な人のためにも、認知症に関する正しい知識を持ちましょう。

1 認知症って何？

認知症は、さまざまな原因で脳細胞の一部が壊れたり、働きが悪くなったりすることで、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能やその他の認知機能が低下した状態のことを言います。

たとえば、「今日の朝ごはんのおかずは何でしたか」という質問に対し、おかずの種類を思い出せなくても大きな問題はありません。しかし、朝ごはんを食べたこと自体を忘れてしまっているとすれば、何度も食事をするようになったり、逆に食事をしなくなったりと生活に支障が出てきます。このような機能低下は、ある時を境に急に現れるのではなく、多くの場合、徐々に進行し、その人らしさが完全に失われるわけではありません。原因疾患としては、アルツハイマー病などの神経変性疾患のほか、脳梗塞や脳出血などの脳血管疾患などがあり、国の推計では、65歳以上の高齢者の約5人に1人は認知症になると推測されています。

3 認知症って高齢者だけかなるの？

高齢者に多い認知症ですが、65歳以下の人でも認知症を発症することがあります(若年性認知症)。この場合、現役で働いていた、子育てをしていたりするので、高齢者の認知症と比べて負担が大きくなる場合があります。また、高齢者と比べて、進行が速いことが多いと言われていますので、より早期発見・早期治療が重要になります。

2 認知症の予防法や治療法はないの？

残念ながら、認知症を根本的に治療する方法は見つかっていません。ただし、薬やリハビリなどで、進行を遅らせることは可能とされています。このため、認知症が進行し、多くの認知機能を失う前に、早期発見・早期治療を行うことが大切です。

また、生活習慣病の予防でも大切な栄養バランスの良い食事や適度な運動(特に有酸素運動)を心がけること、人との会話や読書など頭を使う活動を積極的に行うことなどが認知症の予防につながるとされています。最近では、口腔内の環境の乱れ(オーラルフレイル)も認知症の一因になるとの研究もあるので、お口の健康にも気を付けましょう。

4 認知症をもっと知りたい・相談したい！

もう少し認知症を詳しく知りたいという人には、町の出前講座「認知症サポーターの養成講座」の利用をおすすめします。

また、認知症に関する相談は、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しているほか、福岡県が設置する認知症医療センターや若年性認知症サポートセンターなどの相談窓口もあります。

地域包括支援センター以外の連絡先などは町のホームページに掲載していますので利用してください。ホームページを見られない人は、下記まで問い合わせてください。

▷問い合わせ

- 芦屋町地域包括支援センター (☎ 223局3581)
- 高齢者支援係 (☎ 223局3536)

くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会	☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館	☎ 223-1892
町民会館	☎ 223-0731	芦屋東公民館	☎ 222-1981
芦屋中央病院	☎ 222-2931	総合体育館	☎ 222-0181
中央公民館	☎ 222-1681	芦屋釜の里	☎ 223-5881
図書館	☎ 223-3677	芦屋歴史の里	☎ 222-2555

一定の要件を満たす高齢者と基礎疾患のある人は

PCR検査を 7500円で受けられます

新型コロナウイルス感染拡大や重症化を防止するため、芦屋町では次の要件を満たす人に、PCR検査費用の一部助成を行っています。

▷要件 自覚症状は無いが、自費でPCR検査を受けようとする人で、芦屋町に住民票があり①または②のいずれかに該当する人

① 65歳以上の人

② 60歳から65歳未満の人で心臓、腎臓または呼吸機能に基礎疾患を有し、身体障害者手帳1級の交付を受けている人またはそれに相当する障がいと医師が認める人

▷助成対象の検査 3月31日(金)までに実施したPCR検査にかかる費用（1人1回限り）

▷助成金額 20000円（検査費は27500円のため、7500円が自己負担額です）

▷検査実施場所 遠賀中間地域の助成検査実施医療機関

▷申し込み・問い合わせ 検査希望者は、電話で健康づくり係（☎223局3533）へ

【PCR検査とは】

PCR検査の陽性率（感染している人を調べたときに陽性が出る確率）は60～70%程度とされています。

検査のため採取した検体（鼻や喉などのぬぐい液や痰、唾液など）にウイルスがない場合やウイルスを見つけることができるPCR検査の検出限界のウイルス量よりも少ない量のウイルスしか検体に含まれていない場合は、どんなに精度の高いPCR検査を行ったとしても陰性という結果になります。1回の検査結果が陰性であっても、絶対に新型コロナウイルス感染症に感染していないという意味ではありません。

健康・福祉

要介護認定で障害者控除が適用される場合があります

所得税法や地方税法では、申告する本人または扶養親族が障がい者に該当する場合、「障害者控除」

掲載の催しなどは、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によって、変更・中止となる場合があります。

として一定金額を所得から控除することができます。

身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けていなくても、65歳以上で介護保険の認定を受けている人の場合、状態によって障害者控除の対象になることがあります。下記の対象に該当すると思われる場合は、税の申告を行う前に申請が必要です。

なお、すでに身体障害者手帳などの交付を受けている人は、その手帳により控除が受けられます。

▽対象 寝たきりや認知症などの状態

で要介護認定を受けている人（要介護認定者でも一定の基準が必要）

▽問い合わせ 高齢者支援係（☎223局3536）

※申請には所定の申請書と、場合により医師の診断書が必要です。

※税控除額は、課税係（☎223局3534）に問い合わせてください。



後期高齢者医療制度の健康診査

後期高齢者医療

制度の被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防などを目的とした健康診査を行っています。



対象者には令和2年4月下旬に受診票を送付しています。受診票を持っていない人や実施医療機関が分からない人は、問い合わせてください。

▽対象 後期高齢者医療制度の被保険者

※今年度75歳になる人には、誕生月の10日ごろに受診票を送付しているので、誕生日以降に受診をお願いします。

▽受診期限 3月31日迄

▽受診に持っていくもの 保険証、受診票、500円（受診料）

▽受診方法 実施医療機関に予約のうえ、受診してください

※新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえて、実施医療機関にあらかじめ電話で相談のうえ、受診を検討してください。

▽問い合わせ 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター（☎092-651局3111）

在宅療養への取り組み

●在宅療養を知っていますか

在宅療養とは、

病気や障がいなど、さまざまな事情により医療や介護が必要とする状態になった高齢者などが、住み慣れた自宅や地域で必要な医療や介護サービスを提供して受けることです。



そのために、遠賀郡や中間市の医師会、歯科医師会、介護サービス事業者など、地域の医療・介護の関係機関が連携し、必要とされるサービスを切れ目なく提供するための「在宅医療・介護連携推進事業」に取り組んでいます。

●在宅医療と介護に関する相談は 遠賀中間医師会在宅総合支援センターでは、遠賀郡4町・中間市と連携し在宅療養生活を支援するため、在宅医療と介護に関する各種相談を受け付けています。また、在宅総合支援センターの職員が、地域のサロンなどに出向き、在宅医

療に関する出前講座を行っています。気軽に問い合わせてください。

在宅総合支援センターや遠賀郡4町・中間市のホームページには、在宅医療を支援してくれる医療機関や介護サービス事業者などの一覧を掲載しています。

▽問い合わせ 遠賀中間医師会在宅総合支援センター（☎281局3100）、芦屋町地域包括支援センター（☎223局3581）

子育て

令和3年度児童生徒就学援助新入学学用品費の入学前支給

経済的な理由で小中

学校への就学が困難な世帯（生活保護世帯は除く）に、学用品費や給食費、修学旅行費などを助成します。対象は、世帯全員の所得などが一定の基準以下の世帯に限ります。



新入学学用品費は、次の条件を満たす人で2月22日までに就学援助を申請した世帯に対して、入学前（3月中旬～下旬）に援助を行います。※提出書類を期限内に提出してください。

▽対象者 次の①～④を全てを満

たす人

① 令和3年4月に芦屋町立小中学校に入学予定の人

② 就学援助の要件に該当する人

③ 申請時に芦屋町に居住している人（令和3年3月末以前に町外に転出する人を除く）

④ 生活保護を受けていない人

※入学前支給を受けた後、転出などにより右記対象者から外れた場合は、返還してもらいますので、注意してください。

▽提出書類 ①申請書②家賃証明

または入居契約書の写し③通帳の写し④マイナンバーカードまたは通知カード（世帯全員分）⑤申請者（保護者）確認書類（マイナンバーカード）

※印かんを持ってきたください。

※マイナンバーカードを持っていない場合は、次の①と②の書類が必要です。

① マイナンバーの確認書類 ② 通知カード、マイナンバー入りの住民票

③ 身元確認書類 ④ 官公署発行の顔写真付証明書1点、または官公署などが発行した顔写真なしの証明書2点

※令和2年1月1日に芦屋町に住んでいない人は、次の⑦と⑧の書類も必要です。

⑦令和2年度(令和元年分)の所得課税証明書⑧令和元年分の源泉徴収票または確定申告をした書類の控え

※現住所と異なる記載となっている通知カードでは申請できません。マイナンバー入りの住民票を提出してください。

※代理人が申請手続きを行う場合は、さらに委任状や身元確認書類が必要です。

※申請書は学校教育課窓口にあります。また町のホームページからダウンロードできます。

▽申請期限 2月22日(日)

※申請期限後も、4月分から認定となった人は就学援助費振り込み時(7月末～8月上旬)に学用品費と合わせて支給します。

▽申請先・問い合わせ 学校教育係(☎2223局3547)

小中学生と高校生などへの通学費補助制度

芦屋町では町内に住んでいる小中学生や高校生などが公共交通機関(バス、JRなど)を利用して通学する場合に、保護者の負担軽減を目的に



補助金を交付する制度があります。

また、高校生などが公共交通機関を利用しない場合に、通学に係る負担軽減のため年額2万円を補助する制度もあります。

▽対象 小中学生Ⅱ芦屋町内の学校に所属し、校長の許可を得て、バスで通学する児童生徒の保護者、または町外の学校に所属し、公共交通機関で通学する児童生徒の保護者

高校生などⅡ原則として18歳になる年度末の高校生などの保護者
※ただし、次に該当する人は対象外です。

①申請時点で芦屋町に住んでいない(住民基本台帳に記録がない)人②生活保護やそのほかの通学費補助を受けている人③同一世帯で町税などの滞納がある人④同一世帯に暴力団員、または暴力団関係者がいる人

▽補助内容 小中学生Ⅱ①公共交通機関の定期券購入額の2分の1、高校生などⅡ①公共交通機関の定期券購入額の2分の1、または②年額2万円(①の申請を行っていない人に限る)

▽申請期間 ①定期券の使用期限終了日から3カ月以内

②申請年度の1月4日～2月末日
※申請書類や申請期限など、詳しく

くは町のホームページや学校教育課窓口に設置している手引きを確認してください。

▽問い合わせ 学校教育係(☎223局3547)

相談

人権生活相談

新型コロナウイルス

ルス感染症緊急事態宣言を受け、2月は電話で相談に応じます。



▽相談内容 人権に関することや生活、就職、進学相談など

▽受付時間 午前9時～午後5時

※直接相談員へ連絡してください。

◎橋本相談員(幸町8番18号☎223局3203)

◎土肥相談員(高浜町21番18号☎222局0044)

無料法律相談

▽とき 2月16日(火)・午後1時30分から

▽ところ 役場2階

▽定員 7人(先着順)

▽受け付け 2月4日(日)から、庶務係(☎2223局3572)へ

※相談時間は1人約20分です。

※遅れるときや相談の取り消しをするときは、必ず連絡してください。

※相談の内容に応じて、契約書などの関係書類(写しでも可)を持参してください。

※一つの相談内容に対して、複数人で申し込むことはできません。

福岡県司法書士会

継続登記はお済みですか月間



福岡県司法書士会では、2月を「継続登記はお済みですか月間」と定め、福岡県内の司法書士が継続登記の手続きに関する相談に無料で応じます。気軽に相談してください。

▽期間 2月1日(日)～28日(日)

▽ところ 福岡県司法書士会会員事務所

▽紹介 司法書士総合相談センターで最寄りの司法書士事務所を紹介します

※相談日時は紹介先の司法書士と調整してください。

▽申し込み 司法書士総合相談センター(☎0570-7831544)

※平日・午前10時～午後4時

▽問い合わせ 福岡県司法書士会(☎092-722局4131)

お知らせ

令和3年度経済センサス活動調査の調査員募集

全国すべての事業所・企業を対象に、統計調査「令和3年経済センサス活動調査」を6月1日を基準日として行うため、調査員を募集します。



▽主な仕事内容 担当の企業・事業所に対する調査の説明、調査票の配布と回収

※事前に調査員説明会を行います。

▽任命期間 令和3年5月ごろ～6月ごろ（2カ月間）

▽調査員要件 次の①～⑥のすべてを満たす人

- ①責任をもって業務を遂行できる
- ②芦屋町または隣接市町に住んでいる
- ③満20歳以上
- ④秘密の保持に責任をもてる
- ⑤税務、警察、選挙に直接関係がない
- ⑥暴力団員、そのほかの反社会的勢力に該当しない

▽調査員の身分 調査員に任命されている間は、「非常勤の公務員」になります。調査活動中に災害にあった場合は、公務災害補償が適用されます。

▽報酬 58000円程度

※担当する調査数や内容により変動します。

▽申し込み 申込書に必要事項を記入のうえ、3月1日(月)までに産業観光課へ提出

※申込書は産業観光課窓口にあります。また町のホームページからダウンロードできます。

▽問い合わせ 商工観光係 (☎223局3542)

甲種防火管理新規講習

▽とき 第2回 3月3日(木)～4日(金)、第3回 3月10日(木)～11日(金)

▽ところ 遠賀郡消防本部4階(遠賀町広渡)

▽参加費 3920円(テキスト代、修了証代含む)

▽申し込み 3月2日(木)までに、遠賀郡消防本部予防課窓口(遠賀町広渡)へ

▽問い合わせ 遠賀郡消防本部予防課 (☎293局8125)

夜間飛行訓練を行います

平日昼間の訓練に加えて、次の日程で夜間飛行訓練を行います。

【ジェット機】

▽とき 2月2日(火)・3日(水)の日

没(午後9時ごろ(予備日 4日(木)・8日(月)・10日(水))

【救難ヘリコプター・救難搜索機】

毎週(月)・(火)の日没(午後9時ごろ)問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地渉外室 (☎223局0981内線254)

ドローンの飛行規制が追加されました

小型無人機等



飛行禁止法(いわゆる「ドローン法」)の対象施設に航空自衛隊芦屋基地が追加され、芦屋基地上空と基地周辺約300メートルの範囲でドローンを飛行させる場合には、芦屋基地への申請手続や警察(海上の場合)は海上保安庁へ通報手続が必要となります。手続をしないドローンを飛行させた場合は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金を科せられる場合があります。

また、航空法による飛行規制もありますので、町内やその周辺でドローンを飛行する場合は、具体的な手続き、対象範囲の確認は、航空自衛隊芦屋基地に問い合わせてください。

▽問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地教務課計画班 (☎223局0981)

町内飲食店向け新型コロナウイルス感染防止対策助成金受付期限の延長

新型コロナウイルス感染防止対策を行う飲食店を対象に、マスク、消毒液、非接触型体温計、仕切りアクリル板などの物品の購入に係る経費を福岡県の助成金に上乗せして助成しています。

福岡県の受付期限延長に伴い、芦屋町の受付期限も延長します。

▽対象 次の①～③をすべて満たす事業者

- ①町内に営業の実態があり、申請日時点で飲食店または接待を伴う飲食店などを運営している
- ②福岡県飲食店向け新型コロナウイルスウィルス感染症対策助成金、または福岡県接待を伴う飲食店等向け新型コロナウイルス感染症防止対策助成金の交付を受けている
- ③暴力団などの反社会的勢力との関係がない

▽受付期限 3月31日(木)

※物品の購入期間は、令和2年4月1日～令和3年2月28日(日)が対象です。

▽申し込み・問い合わせ 商工観光係 (☎223局3542)

皆さんの声をまちづくりに パブリックコメント(意見)募集

次の素案に対する、皆さんの意見を募集します。

①^{きょうじん}芦屋町地域強靱化計画(素案)

芦屋町では、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する「国土強靱化基本法」に基づき、事前防災・減災の観点から芦屋町地域強靱化計画の策定を進めています。

②第2期芦屋町耐震改修促進計画(素案)

芦屋町では、既存建築物の耐震診断や耐震改修を進めていくための第2期芦屋町耐震改修促進計画の策定を進めています。

【提出方法】

所定の様式、または任意の様式に必要な事項(住所、氏名、年齢、性別)と意見を記入し、郵送・持ち込み、ファクス、電子メールのいずれかで提出してください

	①	②
郵送・持ち込み	〒807-0198(住所記入不要) 芦屋町役場	
	総務課庶務係	企画政策課企画係
ファクス	223局3927	
メールアドレス	bousai@town.ashiya.lg.jp 	kikaku@town.ashiya.lg.jp 
問い合わせ	庶務係 ☎223局3572	企画係 ☎223局3570

【共通事項】

▷素案の配布場所

- 役場1階総合案内
- 役場各課窓口①=2階総務課、②=2階企画政策課)
- 中央公民館、芦屋東公民館、山鹿公民館
- 町民会館
- 総合体育館

※町のホームページからもダウンロードできます。

▷対象 町内に住んでいるか、通勤・通学している人

▷意見受付期間 2月9日(火)～3月9日(火)・午後5時15分まで

※郵送の場合は当日消印有効

▷意見に対する対応 提出された意見は、計画策定の参考とします。意見は住所、氏名などの個人情報を除き、町の考え方とあわせて公表します。また、提出者に対する個別の回答はしません。なお、誹謗中傷や匿名の意見、電話による意見は受け付けできません。

※提出された意見は返却しません。

お知らせ

2月16日(火)～3月15日(月)
税の申告を役場で受け付けます

詳しくは、今号に折り込んでい
る「所得税・住民税の申告が始ま
ります」を見てください。

▽問い合わせ 課税係 (☎223
局3534)

【パソコンでの申告書作成】

インターネットを利用できるパ
ソコンで所得税の確定申告書が作
成できます。国税庁のホームペー
ジ(<https://www.nta.go.jp>)から「所
得税の確定申告書作成コーナー」
にアクセスし、画面案内に従って、
収入金額などを入力するだけで簡
単に作成できます。

所定の手順に従ってA4サイ
ズの普通紙に印刷(白黒でも可)す
れば完成です。

また、自分で作成した申告書は、
必要な書類を添付して税務署に直
接送付することもできます。

【休日に申告相談を受け付けている
ところ】

AIM(アジア太平洋インポート
マート)ビル3階で2月21日(日)、2
月28日(日)に相談窓口が開設されま
す。当日は申告相談や申告書の提
出ができるので利用してください。



※役場では閉庁日の申告受付は行
っていません。

▽問い合わせ 若松税務署 (☎7
61局2536)

令和4年度以降の成人式は 20歳を対象とします

民法改正によ

り、令和4年4月
1日から成人年齢
が18歳に引き下げ
られます。町では
成人年齢引き下げ
後も、これまでど
おり20歳を対象と
して式典を行います。



▽対象年齢 その年度に20歳になる人
▽式典の名称 「成人式」から「二
十歳のつどい」に変更

▽問い合わせ 社会教育係 (☎2
23局3546)

ギャラリーあしやワークショップ 〜ミニバスケット講座〜

クラフトテープを編んで、オリ
ジナルの小物入れ用バスケットを
作ります。

▽とき 2月20日(土)・午後1時～
3時

▽ところ 中央公民館2階

※未就学児は保護者同伴

▽定員 15人(先着順)

▽参加費 100円(材料代)

▽申し込み 2月4日(土)～18日(土)・
午前9時～午後5時に中央公民
館(☎222局1681)へ

中央公民館講座 男女共同参画講座

く男女でサンカク、意識をカ
イカク、社会をヘンカク

男女が互いに人権
を尊重しながら、責任
を分かち合い、一人ひ
とりが能力を十分発
揮できる社会を作り
上げるためにはどうし
たらよいかを一緒に考えましょう。

▽とき 3月6日(土)・午前10時～
正午

▽ところ 中央公民館2階



▽参加費 無料

▽講師 神崎智子さん(福岡県男
女共同参画センター「あすばる」
センター長)

▽定員 30人(先着順)

▽申し込み 2月3日(土)から・午
前9時～午後5時に、中央公民館
(☎222局1681)へ

※月曜日は休館です。

行事延期・中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影
響により、予定していたイベントな
どを次のとおり延期・中止します。

【延期】

●芦屋歴史の里企画展「田中繁吉
家族の肖像展」とギャラリート
ーク

※延期日は未定です。

▽問い合わせ 芦屋歴史の里 (☎
222局2555)

※月曜日は休館です。

【中止】

●第5回さわらサミット2021
in 芦屋町

▽問い合わせ 商工観光係 (☎2
23局3542)

●ふれあい文化講演

▽問い合わせ 芦屋町文化協会(☎
222局1681)

※月曜日は休館です。

NHKテレビ受信料補助申請受付 —芦屋地区も対象となる場合があります—

NHKテレビ受信料の補助申請を受け付けます。

■補助対象 芦屋町内でNHKテレビ放送受信契約を行った世帯と事業所で、令和2年度分（令和2年4月～3年3月分）のNHKテレビ受信料を支払った人のうち、次の①～⑤のいずれかに該当する人

- ①山鹿地区の世帯
- ②平成30年4月1日以降に芦屋地区へ転入または転居した世帯
- ③芦屋地区で住宅防音工事が完了し、平成30年8月31日で防衛省からのテレビ受信料補助が終了した世帯
- ④芦屋地区で住宅防音工事が一部完了し、平成30年9月1日から防衛省からのテレビ受信料補助の年間上限額が減額された世帯

⑤事業所

■補助金申請の受け付け

と き	ところ
3月9日(火)～31日(火) 午前9時～午後5時	総務課窓口（役場2階）
3月14日(日) 午前9時～正午	芦屋東公民館
3月21日(日)	山鹿公民館

▶持ってくるもの ①申請書（3月上旬に送付予定）
②初めて申請する人や振込口座が変わる人は、申請者（世帯主）の預金通帳（JFマリンバンクは不可）③NHK発行の領収証（令和2年4月～3年3月分）

※NHK発行の領収証がない人は、支払証明書の発行をNHKに直接申し出てください。

※郵便での申請も受け付けます。詳しくは、広報あしや3月1日号をご覧ください。

▶問い合わせ 【補助金関係】＝庶務係（☎223局3572）【支払証明書関係】＝NHK北九州放送局営業部（☎591局5020）

※平日の午前10時～午後5時

公職選挙法の一部改正により 選挙公営が拡大されました

選挙公営制度とは、お金のかからない公正な選挙を実現するとともに、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を持てるようにするため、候補者の選挙運動などの費用の一部を国または地方公共団体が負担する制度です。

昨年、公職選挙法の一部が改正され、町議会議員選挙では今まで配布禁止とされていた選挙運動用ビラに関して配布が可能となったほか、町村の選挙での立候補に関する環境の改善のため選挙公営の対象が拡大されました。

これに伴い芦屋町でも選挙公営制度を実施するための条例を新たに制定しました。

芦屋町の条例で定める選挙運動の公費負担限度額は下表のとおりです。なお、下表の金額は公費で負担することが可能な上限額であり、この金額に満たない場合は実際に候補者が業者と契約を結んだ額を公費負担することになります。

（1）選挙運動用自動車借入での公費負担額の算定

契約の種別	限度額
①一般運送契約（ハイヤーなど） （町長・町議会議員選挙共通）	1日1台につき 64,500円×5日（選挙期間） ＝322,500円
②上記以外の契約 （町長・町議会議員選挙共通）	自動車借入の契約 1日1台につき 15,800円×5日（選挙期間）＝79,000円
	燃料供給の契約 1日1台につき 7,560円×5日（選挙期間）＝37,800円
	運転手雇用の契約 1日1台につき 12,500円×5日（選挙期間）＝62,500円

※候補者は①または②のどちらかを選択

（2）選挙運動用ビラの作成費の公費負担額の算定

選挙の区分	限度額
町長選挙	1枚7.51円×5,000枚＝37,550円
町議会議員選挙	1枚7.51円×1,600枚＝12,016円

（3）選挙運動用ポスター作成費の公費負担額の算定

選挙の区分	限度額
町長・町議会議員選挙共通	1枚14,026円×23箇所（ポスター掲示場数） ＝322,598円

問い合わせ 芦屋町選挙管理委員会
（住民課内☎223局3531）

広告

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに持続感染された方へ無料で個別相談会をご利用ください

B型肝炎 給付金について

無料個別相談会

日程・会場
2/11(木) なかまハーモニーホール
2/12(金) 黒崎ひびしんホール
2/13(土) 宗像ユリックス

完全予約制 ☎0120-013-621
（ご予約受付時間）
平日9:00～18:00
個別面談のため、他の方と顔を合わせることができません。

対象者 16歳7月2日～63歳1月27日生まれ
※ご遺族の方でも給付金請求できます
※50万円～3,600万円
※お住まいの市町村に給付金がある場合は、お住まいの市町村に相談してください。

弁護士 岸田 隆一「あいはらい」東京弁護士会所属 登録番号35023
【営業時間】平日9:00～18:00
プレシャス総合法律会計事務所 □TEL 03-5363-6333
東京都新宿区四谷4-3 横ビル6-A

無料電話相談も
同時受付中！お気軽にお電話ください

酸性電解水を無償配布しています

▷問い合わせ 庶務係 (☎223局3572)

インフルエンザやノロのウイルス対策にも！

冬の低温と低湿度は、ウイルスが長く生存できる環境のため、感染症が流行しやすくなるとわれています。酸性電解水は、インフルエンザウイルスやノロウイルスに対して、高い除菌効果を発揮することが厚生労働省からも示されています。町では、引き続き新型コロナウイルス感染症対策として、酸性電解水の無償配布を行っていますので、さまざまな場面で活用してください。日程は下記のとおりです。



と き	ところ	3月以降の予定
当面の間、平日の 午前8時30分～午後5時15分	役場・総合案内横	町民会館、公民館、総合体育館での配布は3月21日(日)を予定しています。 詳しくは、3月1日発行の広報あしやまたはホームページをご覧ください。
2月21日(日) 午前10時～午後4時	町民会館 芦屋東公民館 山鹿公民館 総合体育館	

▶配布量

1世帯あたり1リットル程度

▶準備するもの

ペットボトル容器など

※紫外線で酸性電解水の効果が弱まるので、遮光性の容器が適しています。

▶保管方法など

- 涼しく、紫外線が当たらない場所で保管してください。
- アルミホイルなどで容器を包むと効果が持続しやすくなります。
- 正しく保管すると使用期限は約1カ月です。
- 誤飲などを防ぐため、容器には必ず日付けと酸性電解水と明記してください。

▶使用方法

- あらかじめ除菌したい場所の汚れを落してから使用してください。
- 除菌したい場所に、酸性電解水を十分に吹きかけてからペーパータオルで拭いたり、布巾やペーパータオルに十分に含ませて拭いたりしてください。
- 新型コロナウイルスの対策として、使用する場合は、対象物に掛け流して使用することが推奨されています。新型コロナ対策に有効とされる酸性度、濃度で生成していますが、時間の経過や保管状態によっては、濃度が低下します。

役場などに取りに行く

ペットボトルやスプレー容器などに入れて持ち帰る



良く触るところを拭く

椅子やテーブル、ドアノブなどスプレーで直接噴射。場合によっては拭き取る



芦屋歴史紀行

その二百九十七

田中繁吉抄伝①

「家族の肖像画展」より

●田中家の起こりは旅行商人
たびゆきしょうにん

田中繁吉は、明治31（1898）

年9月13日、芦屋町山鹿に生まれました。父勘助、母かよ、繁吉は兄弟姉妹12人の6男で末っ子でした。生家は商家で廻船業を営み、中興の祖佐野伝次郎は陶磁器を扱う旅行商人として財を築き、郡屈指の地主・資産家として有名だったそうです。繁吉は小学校に上がる前から、絵を描くことを好んだそうです。山鹿尋常小学校を明治44（1911）年に卒業し、東筑中学校（旧制。現在の東筑高等学校）に進学。中学2年の時、新任の美術教師藤崎先生が東京美術学校（旧制。現在の東京藝術大学）師範科から着任。繁吉は藤崎先生の指導の下、油絵を描き始めました。このように、中学生で油彩を描くのは当時としては珍しく、東京でもめったにいなかったそうです。

繁吉は旧制中学卒業後、画家への道を選び、東京美術学校受験を志望しました。父勘助は即座に賛成したそうです。当時の親は子どもが画家になりたいと言えば、絵では生活が成

り立つまいと頭ごなしに反対するのが通常でした。また画家は普通の職業と違っていない向きもありました。

たとえば、繁吉より4歳上で、修猷館（旧制。現在の修猷館高等学校）に学んだ洋画家の中村研一は、学業優秀で絵の才能も抜群と折り紙が付き、当人も東京美術学校を志望しまし

たが、親の反対にあい、美術学校への入学が数年遅れました。

しかし、繁吉の父親は反対しなかった。どころか、むしろ喜んでくれました。というのも、家が裕福で、子どもたちの一生は、それぞれ職業に就かずとも生活が保障されていたからです。そのためか繁吉の兄たちの中には、中学までで学業から退いた兄もいました。そうした兄弟の中で、繁吉が上級学校に進みたいと言ったため、父親はその向学心に感じ入り、慶事としたのです。それにしても、こういういきさつは、生家の特殊な経済事情によることで、当時としては珍しいことでした。

東京美術学校の試験を受けるため石こうデッサンに励み、大正5



△早逝した長男をモデルとした「ロンちゃんの庭」

（1916）年の春上京しました。受験時、同郷の先輩から二浪三浪は当たり前だと言われましたが、無事合格しました。

繁吉のクラスは大正10（1921）年の卒業ですが、優秀な学年だったようで、繁吉をはじめ前田寛治・中野和高・鈴木千久馬など著名な画家を輩出しています。繁吉は3年の時、藤島武二教室に入りました。卒業後は研究科に進み、その時の主任教官は黒田清輝でした。学生結婚をし妻君子を迎え、長男呂美雄に恵まれた繁吉でしたが、思いもよらぬ事態が起きます。裕福なはずの実家が倒産してしまったのです。

（この稿続く）
（芦屋歴史の里）

編集後記

▼緊急事態宣言発出中で、新しい生活スタイルを徹底して行う必要があります。1年前のような生活が送れなくてストレスもたまってしまいますね。そんな中、無事開催できた今年の成人式。スタッフの皆さんがコロナ対策を考えに考え抜いてくれたのだと感謝。おかげで元気な皆さんの晴れやかな姿と笑顔を見ることができました。はつらつとした姿を見るだけで元気をもらえるなんて、町民会館がパワースポットになった気分です。また、2月1日から始まるKBC九州朝日放送の芦屋町特集は、私たちの気持ちをきつと元気にしてくれると思います。放送された番組はYouTubeでも配信していて、紹介しきれなかったシーンなども見ることができそうです。（鍛守）▼若葉保育所で行われた、鏡開きの取材に行きました。園児たちと一緒に保育所の先生から鏡開きの意味などを教えていただきました。鏡開きとは正月の間に神様に鏡餅をお供えすることで、餅に神様の力が宿り、その神様の力が宿った餅を食べることで健康で病気になりにくくなるのだそうです。私はこれまで、正月だから餅をお供えするものなのだと思います。私には、こういって行事の意味を知ることの楽しさも教えてもらえました。（小田）